



# 島根県報

平成28年9月27日（火）

第2,839号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

市町村民生委員協議会の区域の一部改正	（地 域 福 祉 課）	2
種畜証明書の書換交付の通報	（畜 産 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	2

### 【特定調達公告】

島根県企業局施設で使用する電気の供給に係る一般競争入札の実施	（企業局総務課）	3
平成28年度交通流監視カメラ装置回線利用契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	6

### 【正 誤】

平成28年9月6日付け島根県報号外第151号中	（道 路 維 持 課）	8
-------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第596号**

市町村民生委員協議会の区域（昭和32年島根県告示第151号）の一部を次のように改正し、平成28年9月27日から施行する。

平成28年9月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表安来市の部安来地区の項中「長谷津町に限る」を「月坂町及び月坂町第二を除く」に改め、同部能義地区の項中「長谷津町を除く」を「月坂町及び月坂町第二に限る」に改める。

**島根県告示第597号**

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条に規定する種畜証明書の書換交付をした旨の家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定による通報があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品 種	書換交付の事由
11475730652	光安茂（全和黑原5995）	肉用牛 黒毛和種	種畜の名前の変更

**島根県告示第598号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成28年9月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

キヌヤ益田ショッピングセンター 島根県益田市常盤町4番38号外

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社キヌヤ 代表取締役 領家 康元 島根県益田市常盤町4番38号

## (3) 変更しようとする事項

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）52.5立方メートル（建物西側）

（変更後）58.5立方メートル（建物西側及び東側）

## (4) 変更の年月日

平成29年5月14日

## 2 届出年月日

平成28年9月13日

## 3 届出及び添付書類の縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

## 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

## (1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

## (2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

## (3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年9月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

島根県企業局施設で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計） 17,816,000キロワット時

予定使用電力量は、平成23年4月から平成28年3月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書及び仕様書による。

## (3) 供給期間

平成29年1月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

## (4) 供給場所

ア 島根県安来市上坂田町545番地1 今津浄水場

イ 島根県江津市松川町上河戸703 江津浄水場

ウ 島根県江津市松川町長良158 江の川取水場

## (5) 入札書の記載方法等

ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者の決定は定められた予定価格の範囲内での最低入札価格をもって行い、契約価格は単価とする。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 平成28年10月21日（入札参加資格確認申請書の提出期限）までに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (4) 庁舎の電気供給業務の契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成17年島根県告示第208号）第5条の規定により、入札参加資格の承認を受け、入札参加資格者名簿の営業種別「電気供給業務」に登載された者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の電気供給業務の契約に係る入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県企業局長の入札参加資格の承認を受けたものであること。
- (8) 二酸化炭素排出原単位、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書別紙「二酸化炭素排出係数等環境配慮項目基準表」に掲げる条件を満たしている者であること。
- (9) 電気の供給を開始する日から、確実に安定した電気の供給ができる者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒690-8501 島根県松江市殿町8番地  
島根県企業局総務課総務予算グループ  
電話 0852-22-6639
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法  
平成28年9月27日（火）から同年10月20日（木）までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。  
なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。
- (3) 入札説明会  
行わない。
- (4) 入札書の提出期限  
平成28年11月11日（金） 午前10時（郵便による入札にあつては、書留郵便とし、平成28年11月11日（金）午前9時までに(1)の提出場所へ到着していること。）
- (5) 入札の日時、場所及び開札  
ア 日時 平成28年11月11日（金） 午前10時  
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県会議棟 第一会議室  
ウ 開札 即時開札
- (6) その他  
ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

## 4 入札参加者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成28年10月21日（金）までに、入札説明書に定める申請書及び所定の提出書類を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない（郵送により提出する場合は、書留郵

便とし、提出期間内に必着していること。)

- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

## 5 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、入札書に記載する金額を契約期間の月数で除し、12で乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）に基づき、契約期間における予定電力等による相当金額を契約期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

- (4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札の行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 再度入札

再度入札は、1回を限度とする。

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be supplied:

Name of item/Supply: Electrical Power Supply for the Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise Water Purification Facility and Water Intake Tower

Supply Period: From January 1st, 2017 to March 31st, 2020

- (2) Bidding participation Requirement and Application Deadline: From September 27th, 2016 (Tuesday) to October 21st, 2016 (Friday) (Excluding Saturdays, Sundays, and Holidays), between 9 a.m. and 5 p.m. (excluding from 12 p.m. to 1 p.m.)

Please submit your application within the aforementioned time period.

- (3) Deadline for Submission of Tender and Opening of Bid Date and Time: November 11th, 2016 (Friday) 10 a.m.  
Deadline for bids sent by mail: November 11th, 2016 (Friday) 9 a.m.

- (4) Contact Information and Address: Shimane Prefecture Bureau of Public Enterprise, General Affairs

Division, General Budget Group 8 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, Japan 690-8501

TEL:0852-22-6639

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成28年9月27日

島根県警察本部長 米 村 猛

## 1 入札に付する事項

### (1) 入札の件名

平成28年度交通流監視カメラ装置回線利用契約

### (2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

### (3) 初期導入期間

契約の日から平成29年3月31日まで

### (4) 回線利用期間

平成29年4月1日から平成33年10月31日まで

### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 島根県税を滞納していない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税について未納の税額がない者であること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

## 3 入札書の提出場所等

### (1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話0852-26-0110 内線2241、2242

### (2) 入札説明会

行わない。

(3) 入札説明書の交付期間及び方法

平成28年9月27日（火）から同年11月7日（月）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。）。

なお、ファクシミリ及び電子メールによる交付は、行わない。

(4) 入札書の提出期限

平成28年12月1日（木）午後2時（郵送による入札にあっては、正午までに到着していること。）

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年12月1日（木） 午後2時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部2階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

契約予定相当額を契約に係る貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

契約金額を契約に係る貸借期間の月数で除し、12を乗じて得た額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

9 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

10 落札者の決定方法

入札書に記載された初期導入費及び回線利用料が、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、かつ、合計額が最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

11 契約書作成の要否

要する。

12 その他

詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter for tender : Traffic flow monitoring device line use contract in fiscal year 2016

(2) Bid tendering Date : December 1, 2016, 2 : 00 p.m. (Bids by Post must be received by noon on December

1, 2016)

(3) Contract contact information: Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters, 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL: 0852-26-0110 (ext. 2241 or 2242)

**正****誤**

平成28年9月6日付け島根県報号外第151号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第563号 の表中	邑智郡美郷町乙原637番 2地先から同597番1地 先まで	邑智郡美郷町乙原627番 2地先から同597番1地 先まで